

議案第三三號

一時借入金に關する件

昭和三十年度において本町歳出予算内の支出に充當するため次の通り一時借入することができ

記

- 一 借入金額 貳千萬圓以内
- 一 借入先 大藏省、郵政省、山陰合同銀行、町内農業共同組合、扶桑銀行、鳥取県町村奉養恩給組合、鳥取県国民健康保険組合、里合会
- 一 借入利率 元金百円につき一日金三銭五厘以内

昭和三十年三月九日提出

三朝町長

坂 出 雅

昭和三十年三月十二日議決

三朝町議會議長

天 野 康

原案可決

